

重要：ご確認ください

この封筒の中には保険証が入っています

2024年（令和6年）7月1日

世帯主 様

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公印省略)

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の送付及び更新について（通知）

盛夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本市の国民健康保険事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび送付しました国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（以下、「保険証」という。）は、**令和6年8月1日から**使用可能な保険証となります。

現在お持ちの保険証は、**令和6年7月31日まで**引き続きお使いいただく保険証となりますので、期限内に破棄されないようご注意ください。

お問い合わせ先：保険年金課国保調査担当 電話 0466-50-3574（直通）

受付時間 平日午前8時30分～午後5時

1 新しい保険証について

今回送付しました保険証は、次に該当する方が対象です。

- 7月に70歳になる方（生年月日が昭和29年7月2日～8月1日生まれの方）
- 令和6年度の負担割合の判定により負担割合に変更があった方
- 現在お持ちの保険証の有効期限が令和6年7月31日までの方

2 新しい保険証の有効期限について

新しい保険証の有効期限は、原則**令和7年7月31日**です。保険証の券面右上に有効期限の記載があります。有効期限が令和7年7月31日以外の方は、保険証台紙の裏面を参照してください。

3 新しい保険証の交付年月日について

新しい保険証の交付年月日は令和6年8月1日です。

【注意】 令和6年度の負担割合の判定により負担割合に変更があった方は、新しい保険証も現在お持ちの保険証も有効期限が令和7年7月31日となっています。交付年月日を確認し、令和6年8月1日となっている保険証が新しい保険証となります。

4 現在お持ちの保険証の取り扱いについて

- 現在お持ちの保険証の有効期限が、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの方
令和6年8月1日以降に同封されている返信用封筒にてご返送ください。

（令和6年度の負担割合の判定により負担割合に変更があった方が対象です。）

- 有効期限が令和6年7月31日までとなっている方

令和6年8月1日以降にご自身で責任をもって処分されるか、保険年金課またはお近くの市民センターまでお持ちください。

裏面もご覧ください

■ 臓器提供に関する意思表示について

意思表示の記入は任意ですので、必ずしも記入する必要はありません。また、記入の有無により受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

記入される場合は、記入後に添付の「臓器提供意思表示欄保護シール兼ジェネリック医薬品利用希望シール」をご活用ください。

臓器移植に関するご質問・問い合わせ先：(公社)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル：0120-78-1069 (受付時間 平日午前9時～午後5時30分)

70歳以上の国保加入者の方へ

1 負担割合について

70歳以上の国保加入者の方は、医療費の窓口負担が2割または3割となっております。この割合は、令和6年度住民税の課税所得などに応じて8月1日付けで判定しています。

| 負担割合の判定の要件 | 負担割合 |
|--|------------|
| ① 70歳以上の国保加入者全員の今年度の住民税の課税所得が145万円未満 | 2割 |
| ② ①に該当しない世帯で、70歳以上の国保加入者の前年中の住民税の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額の合計が210万円以下 | 2割 |
| ③ ①、②に該当しない場合で、70歳以上の国保加入者が一人の場合、前年中の収入が383万円未満または旧国保被保険者（※1）の方を含めた収入の合計が520万円未満 | 2割又は3割（※2） |
| ④ ①、②に該当しない場合で、70歳以上の国保加入者が二人以上の場合、前3年中の収入の合計が520万円未満 | 2割又は3割（※2） |
| ⑤ ①～④のいずれにも該当しない方 | 3割 |

※1 旧国保被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、移行後も世帯状況に変更（世帯主が変わったり、国保加入者が全員資格喪失したりする時）がない方。

※2 基準収入額適用申請書をご提出いただくことで2割になる場合があります。

2 負担割合の変更について

毎年8月1日に負担割合の判定を行います。判定の結果、負担割合に変更があった場合は、変更後の負担割合が表示された保険証をお送りしております。

負担割合は、保険証右側中央に記載がありますので、ご確認ください。

なお、年度の途中で次に該当した場合は、該当した時点で負担割合の再判定を行い、再判定の結果、負担割合に変更があった場合は保険証の差し替えを行います。

次のいずれかに該当した場合は再判定となります ※さかのぼって変更になる場合があります

- (1) 70歳以上の国保加入者が同じ世帯に転入したとき
- (2) 同じ世帯にいる70歳以上の国保加入者の所得が変更になったとき
- (3) 70歳以上の国保加入者の住所異動等により世帯構成が変更になったとき
- (4) 70歳以上の国保加入者が社会保険に入った等により国保加入者数に変更があったとき

マイナンバーカードの保険証利用について

2024年（令和6年）12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナンバーカード（個人番号カード）を保険証としてご利用ください。マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前に申請が必要です。

今回送付した保険証は有効期限までご利用できます。（他の健康保険に加入したときや他の市区町村へ転出した等で、加入している保険者が変わった場合は、その日以降使用できなくなります。）

マイナ保険証を保有している方には、被保険者情報が記載された「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付されます。